

すさきまちなか学舎

シェアキッチン利用規約

すさきまちなか学舎（以下、施設）では地域の方々の交流、起業チャレンジの場等を目的として飲食スペース付きキッチン（以下、キッチン）を貸し出しします。以下の各項目は施設の利用規約（以下「本規約」といいます）となります。ご利用にあたっては以下をよく読みご利用ください。

1. 利用時間

利用時間には準備や後片付けを含めた入室時間から退出時間までのすべての時間を含みます。また、利用いただける時間は基本的に9時から21時までとし、1時間単位で貸し出し致します。基本時間外の利用もご相談に乗りますが、初めての利用の方はお断りをさせていただきます。また、時間外利用は割増料金をいただきますので、詳しくは別表1をご確認ください。年末年始の利用はチャレンジャーのみ利用可能としますが、当団体の最終営業日とその前日は利用できません。

2. 利用に関する事前了承事項

本規約における利用とは、対象となるキッチンの貸し出しによる利用を許可することであって、当施設空きスペースの排他的な占有権を利用者に認めるものではありません。

以上より、利用者はキッチンの定期的な利用が長期に渡る場合であっても借地借家法の適用は受けず賃借権は発生しないことを予め了承するものとします。なお、定期的な利用については、他の利用者との兼ね合いもありますので、別途事前にご相談ください。

また、当施設は市の指定管理施設のため、疫病流行・災害等により営業・利用の自粛を要請する場合があります。

3. 貸し出しにあたっての制限

次の各号にあたる内容でのキッチンの貸し出しはいたしかねます。

- (1) 公序良俗に反し風紀上の問題が発生するおそれがある、あるいはその確認が困難と当団体が認めた場合
- (2) 他の利用者や近隣に迷惑や危険が及ぶ虞があると当団体が認めた場合
- (3) その他問題のある行為や使用があると当社が判断した場合や内容が当団体の方針に添わない場合

なお、一度当団体がキッチンのご利用を承認した場合でも、業務遂行上やむを得ない事情が生じた場合は利用の直前であっても当団体の判断により利用を取り消す場合があることを利用者は予め了承するものとします。その際、受領済の利用料は全額お返しいたしますが、

その他の利用者に生じた損害等について当団体は責を負いません。

4. 利用予約

ご利用を検討される場合、事前にメールやお電話などのご利用日・ご利用時間の空き状況をご確認ください。ご利用日・ご利用時間に空きがあるようでしたら電話・メールによる仮予約をお願い致します。

5. 利用申込方法

予約または利用時に受付にて利用申込書への記入をお願いいたします。いただいた申込の利用に関する内容が当団体の運営上問題があると判断した場合において、キッチンの利用をお断りすることがございます。

6. 支払方法

利用料は別表1をご覧ください。お支払いは利用時に受付にてお支払いください。（現金のみ）お振込み等でのお支払いを希望される場合は請求書を発行させていただきますので、予約時にお申し付けください。

7. 領収書

お支払い時に受付にて発行いたします。お振込みの場合は銀行で発行される振込明細をもって領収証とさせていただきます。

8. 利用申込キャンセル

利用申込のキャンセル及び利用日の変更は、書面またはメールによる通知（以下「キャンセル申請」といいます）に加え、必ず電話での連絡を併せてお願いいたします。

キャンセル料金は発生しませんが、必ず事前のご連絡および他の利用に配慮した対応をお願いいたします。

9. チャレンジャーとしての利用

(1) 利用料金は利用開始より 1年間のみ チャレンジャー料金で利用できます。その後は通常通り料金を頂戴いたします。

(2) シェアキッチン『チャレンジショップ』ではありません。一般の利用者との調整をさせて頂くことがありますので、その場合は応じていただきます。

(3) チャレンジャーの方は毎月15日までに翌月の営業日を必ず報告してください。

(4) 温度管理表などの記入・提出を必ず行ってください。

(5) 利用終了後は自身が持ち込んだもの全てを必ず撤収してください。残留物がある場合は廃棄していいものと判断し処分させていただきます。これに関して当団体は一切責任を

負いません。

10. その他注意事項

(1) 当団体では当日、急な対応は承れませんので、ご注意ください。必ず事前にご連絡・予約確認いただけますようお願いいたします。

(2) 安全確保のため店舗のカギはお渡ししていません。

(3) 当施設はキッチン及びシェアオフィス等の複合的な施設となっております。他のフロアを利用される方がいる場合もありますのでお互いの迷惑にならないよう、ご利用ください。

(4) 安全確保のため、スタッフが利用時間中でもキッチンに入ることがあります。

(5) 駐車場は指定された場所のみ利用可能です。駐車場で起きた盗難や事故について当団体では責任は負いかねますのであらかじめご了承ください。

(6) 販売目的で『菓子製造』での利用を検討されている方は、事前の相談及びキッチンの見学が必要です。ご希望の見学日時をお電話またはメールにてお問合せください。

(7) 販売目的で『菓子製造』での利用される方には、【食品表示ラベル】の提出を義務付けています。所定の方法で利用日の前日までに提出をしてください。(詳細については見学時にお伝えします。)

(8) 次に利用される方が居る場合もありますので、利用終了後は床・トイレ・設備等の掃除、テーブルや椅子等の清掃を必ず行ってください。

11. 損害賠償

利用者(当日利用する他の利用者も含みます)が建造物、設備、什器、備品等を毀損・汚損或いは紛失された場合、または、利用者が本規約の記載事項に反したことにより当団体が損害を被った場合、利用者はその損害を賠償するものとします。

また、利用者の責に帰すべき事由により、当団体が保健所からの指導・注意・営業停止等を受けた場合、その原因となる利用・営業・商品の販売等を行った利用者は、当団体および定期利用者、関係する第三者もしくは被害をこうむった方に対してその賠償を全て負うものとします。

また、天災や事故及びキッチン利用に伴う人身事故、並びに紛失、盗難等のあらゆる事件・事故等の当団体の責に帰さない事由により、やむを得ずキッチンの利用が停止もしくは遅延となった場合、当団体は利用者が生じた損害を賠償する責は負いません。

ただし、キッチン内の機材故障等などの場合でも当該利用料金の範囲内での保証となります。また、こちらでお預かり物の盗難、物損などの損害が起きた場合当団体は一切保証しません。

12. 反社会的勢力の排除

利用者は、自己（当日利用する他の利用者も含みます）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、利用者が当該確約に違反した場合、当団体は、事前に通知せずに、当該利用者によるキッチンの利用の停止を行うことができるものとします。

この場合、当該利用者（当日利用する他の利用者も含みます）に損害が生じた場合でも、当団体は一切責任を負わないものとします。

13. 規約の変更

当団体は、本規約を予告なく任意に変更することができます。

改定日 2026年4月1日

特定非営利活動法人暮らすさき

別表1 シェアキッチン利用料金表

○平日昼間（9:00～17:00）	400 円/h
○平日夜間（17:00～21:00）	600 円/h
○土日祝日（9:00～21:00）	600 円/h
※チャレンジャー料金（1年間のみ） （1日5時間以上・月7日以上利用）	300 円/h
※深夜早朝料金（21:00～9:00）	上記利用料金に 3割増し

※チャレンジャーの利用については、事業の計画等もヒアリングさせていただくことがあります。

※早朝・深夜の利用は、初めての方はご利用いただけません。